

『令和8年度消防職員体力測定結果について』

1 体力測定実施の経緯

地方公務員法の一部を改正する法律により、令和5年4月1日から地方公務員の定年が段階的に引き上げられ、令和13年4月には、定年が65歳となります。消防職員は、火災・救急・救助等の特殊な災害に、即時対応する必要があります。その一方で、加齢に伴う体力・身体機能の低下が職務に支障をきたす「加齢困難職種」に当たるとされています。そのような中で、消防職員として必要な体力の維持向上を図りながら、災害活動に必要な体力を維持していくことを目的に、令和6年度より毎年、消防職員体力測定を実施することとしました。

2 体力調査項目

測定の種目は、文部科学省新体力テスト実施要項の項目とする。

- (ア) 握力 (イ) 上体起こし (ウ) 長座体前屈
(エ) 反復横とび (オ) 20mシャトルラン (カ) 立ち幅とび

3 体力調査実施者

喜多方地方広域市町村圏組合消防本部職員 99名（研修中等の11名除く）

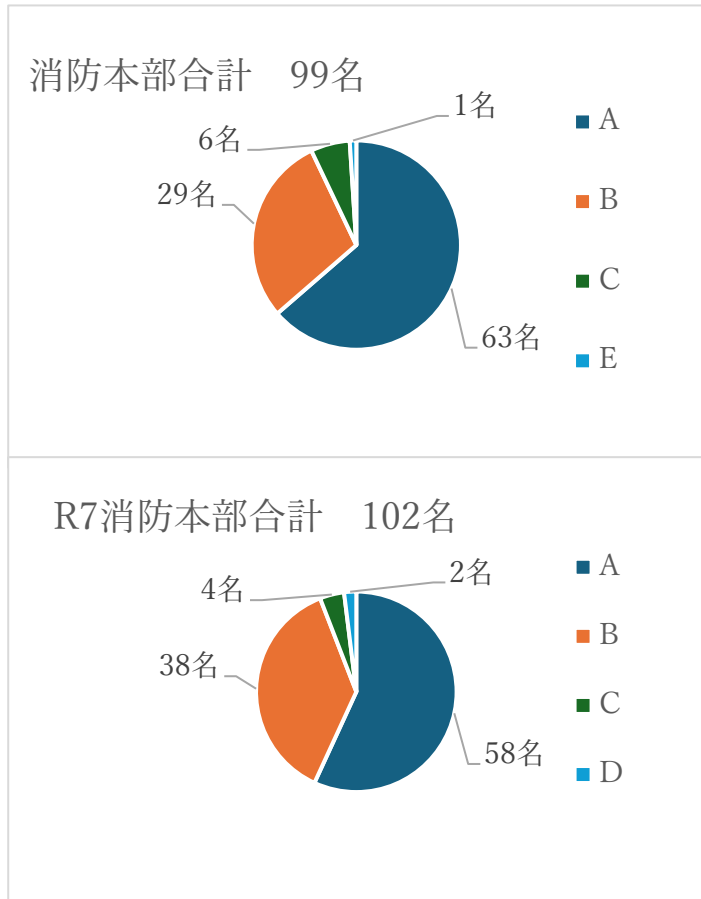
平均年齢 41.4歳

4 目標

総合評価でB判定以上 ※一般市民の平均はC判定

5 体力測定結果

A判定 63名
B判定 29名
C判定 6名
E判定 1名
合計 99名



※参考 令和7年度の結果

A判定 58名
B判定 38名
C判定 4名
D判定 2名
合計 102名

6 今後の対策

50歳を過ぎた職員については、私生活を含め体力の維持管理に努めていく。